

議案第100号


公の施設の指定管理者の指定について（老人憩いの家賀集荘）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月21日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
南あわじ市老人憩いの家賀集荘
- 2 指定管理者となる団体
所在地 南あわじ市賀集603番地1
名称 賀集自治会
会長 
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

【南あわじ市老人憩いの家 賀集荘】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写）	．．．．．	P 1
指定管理者指定申請添付資料	．．．．．	P 2
指定管理業務にかかる協定書（案）	．．．．．	P 3

指定管理者指定申請書

令和 6 年 7 月 3 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

所 在 地 南あわじ市賀集603番地1

名 称 南あわじ市老人憩いの家 賀集荘

申 請 団 体 賀集自治会

代表者の氏名

電 話 番 号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名 称	賀集自治会
	事務所の所在地	南あわじ市賀集603番地1
管理を行おうとする公の施設の名称	南あわじ市老人憩いの家 賀集荘	
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の概要説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の活動実績書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(事務処理欄)		

施設名称	南あわじ市老人憩いの家 賀集荘
------	-----------------

1 団体の概要

<p>団体名称：<u>賀集自治会</u></p> <p>団体代表者：<u>会長</u> XXXXXXXXXX</p> <p>団体概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員（自治会役員） 会長、副会長1名、会計1名 ・ 人口（R6.5月末現在）男167人、女205人、計372人 ・ 世帯数（R6.5月末現在） 166世帯 ・ 高齢化率（65歳以上） 39%

2 団体の活動実績

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域高齢者の健康増進、教養の向上、休養及びレクリエーションのための活動 ○ 地域高齢者による環境保全活動（清掃活動、花植えなど） ○ 地域内高齢者との連携した活動 ○ 当該指定管理施設の管理運営（管理の代行） <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理面：施設清掃、軽微な補修、設備機器等の保守点検 など ・ 運営面：当該施設の設置目的を果たすため、当該施設を拠点として、地域高齢者のふれあいと住民の連帯意識を深めるための各種会合の開催やコミュニティ活動の実施 など

3 管理を行う施設の事業計画

<p>1) 管理運営の基本方針</p> <p>設置目的である、高齢者の健康増進及び教養の向上を図るとともにレクリエーションの場を提供するため、適正かつ円滑に運営できるように管理していく。</p> <p>2) 管理運営体制</p> <p>賀集自治会組織（構成役員）をもって、管理運営していく</p> <p>3) 緊急時の連絡体制</p> <p>上記2)の体制において、賀集自治会長を責任者として、市との連絡調整を図る</p> <p>4) 設置目的のための取り組み</p> <p>当該施設を拠点として、地域高齢者のコミュニティの醸成、地域発展のためのコミュニティ活動に取り組んでいく</p>

南あわじ市老人憩いの家の管理運営に関する協定書（案）

施設名：南あわじ市老人憩いの家 賀集荘

所在地：南あわじ市賀集 603 番地 1

南あわじ市（以下「市」という。）と賀集自治会（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市老人憩いの家賀集荘（以下「老人憩いの家」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 206 号）第 7 条の規定に基づき、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南あわじ市老人憩いの家賀集荘条例（平成 17 年南あわじ市条例第 101 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定により指定管理者に指定された指定管理者が行う老人憩いの家の管理業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第 2 条 市は、老人の健康増進、教養の向上、休養及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために行う管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、条例第 10 条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 老人憩いの家の使用の許可及び使用の制限に関すること。
- (2) 老人憩いの家の維持管理に関すること。
- (3) 老人憩いの家の使用者がその施設等又はその備品を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者の責務）

第 3 条 指定管理者は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、老人憩いの家が適正かつ円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 指定管理者は老人憩いの家を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- 4 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（指定の期間）

第 4 条 市が指定管理者に指定管理者として指定する期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(利用料金)

第5条 老人憩いの家に係る利用料金については条例第11条を適用し、指定管理者が収受する。ただし、賀集自治会が条例第1条の設置目的のために利用する場合の利用料金は減免とする。

(事業報告)

第6条 指定管理者は、実施した事業の内容及び実績について、毎事業年度終了後5月31日までに、管理業務に係る事業報告書を市に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、市が指示したときは、当該方法によるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 老人憩いの家の利用状況
- (3) 使用料の収入実績
- (4) 管理経費の収支決算
- (5) その他市が必要と認める事項

3 市は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理経費)

第7条 老人憩いの家に係る管理経費については、すべて指定管理者の負担とする。

(施設修繕等)

第8条 老人憩いの家及び設備機器等の修繕等については、すべて指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第9条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(市による指定の取り消し)

第10条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき
- (3) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (4) 前各号の他指定管理者が老人憩いの家の管理者として管理業務を継続することが適当でないとき

2 市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとするときには、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取り消しの理由
- (2) 指定管理者による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定

(3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申出)

第11条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき

(2) その他指定管理者が必要と認めるとき

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとする。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備機器等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市の承認を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償等)

第13条 指定管理者は、老人憩いの家の管理業務の履行にあたり、又は指定管理者の指定が取り消された場合において、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市はその全部又は一部を免除することができるものとする。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第14条 指定管理者は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第15条 指定管理者は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、個人の権利利益を侵害することの無いよう別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第16条 老人憩いの家の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義等についての協議)

第17条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、市と指定管理者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び指定管理者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺2番地1

南あわじ市長 守本憲弘 印

指定管理者 兵庫県南あわじ市賀集603番地1

賀集自治会長  印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。なお、個人情報の保護については、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても遵守するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 指定管理者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは市の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供された個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この指定期間満了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 指定管理者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、指定管理者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。